

福井県立大学後援会規約の改正について

新学部設立（令和7年度：恐竜学部、令和8年度：地域政策学部（仮称））に伴い、会費の表記を「学部」に統一する。

福井県立大学後援会規約 新旧対照表

改正（案）	現行	備考
<p>第1条～第11条 省略</p> <p>（経費）</p> <p>第12条</p> <p>1 省略</p> <p>2 会費は、<u>学部</u>にあつては50,000円、大学院にあつては30,000円とし、入会時に納付する。ただし、大学院のうち福井県立大学から入学した者および社会人入学者については会費を20,000円とする。</p> <p>3～4 省略</p> <p>第13条～第15条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 <u>この規約は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第11条 省略</p> <p>（経費）</p> <p>第12条</p> <p>1 省略</p> <p>2 会費は、<u>経済学部、生物資源学部、海洋生物資源学部、看護福祉学部</u>にあつては50,000円、大学院にあつては30,000円とし、入会時に納付する。ただし、大学院のうち福井県立大学から入学した者および社会人入学者については会費を20,000円とする。</p> <p>3～4 省略</p> <p>第13条～第15条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 省略</p>	<p>「学部」表記にまとめる</p> <p>(追加)</p>

福井県立大学後援会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、福井県立大学後援会と称する。

（所在地）

第2条 本会の所在地は、福井県立大学 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1におく。

（目的）

第3条 本会は、福井県立大学（以下「本学」という。）の事業を援助して教育および研究の振興に資するとともに、会員相互の連絡・親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）学生の福利厚生を増進するための事業
- （2）会員相互間の連絡、親睦に関する事業
- （3）会員と大学との間の連絡に関する事業
- （4）その他必要と認める事業

（会員）

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- （1）正会員 本学に在学する学生の保護者
- （2）賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副会長 3 名
- （3）理 事 13名以内
- （4）監 事 3 名

2 役員は無報酬とする。

（役員を選出）

第7条 役員は、総会において正会員の中より選出する。

（任期）

第8条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を運営する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会は、顧問を置くことができる。

(総会および理事会)

第11条 会議は、総会および理事会とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

2 総会は、毎年1回これを開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が特に必要であると認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

- (1) 役員の選任
- (2) 予算・決算
- (3) 本会の重要事項の決議
- (4) その他本会事業に関する事項

3 理事会は、会長が必要と認めるときにこれを開催する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、学部にあつては50,000円、大学院にあつては30,000円とし、入会時に納付する。ただし、大学院のうち福井県立大学から入学した者および社会人入学者については会費を20,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、学部の2年次から加入する場合の会費は40,000円、3年次から加入する場合の会費は30,000円、4年次以降から加入する場合の会費は20,000円とする。

4 所定の在学年数を経過した学生にあつては1年につき10,000円の会費を追加納付するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、福井県立大学就職・生活支援課に置く。

(その他の事項)

第15条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 4 年 4 月 13 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 6 年 4 月 7 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 8 年 4 月 8 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。